公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０２号
北海道登別市柏木町１丁目23番地１　柏木団地２号棟221号室
債務者　池田　好子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
北海道登別市富士町７丁目44番地１
債務者　嶋崎トキヱ
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
宮城県宮城郡利府町森郷字堀川30番地１　堀川団地17号
債務者　徳田　純一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
宮城県宮城郡利府町森郷字堀川30番地１　堀川団地17号
債務者　徳田　恵弥
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９９号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目21番地９
債務者　増子　真貴
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５９６号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目６番地１　レオパレスサンライズ101
債務者　細川あゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
山形県鶴岡市西荒屋字川原田100番地
債務者　佐久間泰子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第７８号
茨城県日立市久慈町４丁目10番３号
債務者　沼田　保善
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第７９号
茨城県日立市十王町友部2006番地７
債務者　得田　有理
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第８０号
茨城県北茨城市中郷町粟野794番地86、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字大針782番地４
債務者　橋本　真一
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第８４号
茨城県北茨城市中郷町上桜井1587番地　中川貸家
債務者　大森　　斉
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１９６号
静岡県富士市宮島231番地の15　ロイヤルマンション富士310号、前住所静岡県富士宮市西山2472番地の42
債務者　笹原　　正
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４５号
兵庫県多可郡多可町中区茂利159番地５
債務者　吉原　幹芳
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２７号
島根県益田市あけぼの西町16番地１、前住所島根県益田市下本郷町783番地１
債務者　新井　愼司
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市隼人町姫城３丁目234番地　山内方
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
仙台市青葉区落合１丁目10番５号　プレリュードミサワⅡ―103
債務者　大宮てる江
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係